

税の公平性を保つために

滞納処分を行っています

問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53・2111 (内線1202・2122) 記事ID 0048658



税金は医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、私たちの暮らしを豊かにする市の大切な財源です。納税者の皆さまは、定められた期限までに自主的に納税することになっています。なお、期限内に納税いただけない場合、市では期限内に納税した人との公平性を保つために、法律に基づいて滞納処分(差し押さえ)を行っています。

税の滞納Q&A

Q 他の借金があつて納税が難しく税金を滞納しています。どうしたら良いでしょうか？

A さまざまな事情があると思いますが、「税金は全ての債務に優先する」と法律で定められていますので、他の借金よりも税金が優先されます。納税が困難な場合はご相談ください。

Q 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられました。このようなことが許されるのですか？

A 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を送付して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならぬことになっています。この場合、本人に対しての事前連絡や本人の同意は必要ありません。

あくまでも自主的に納税することが原則ですので、督促状などで早期の納税をお願いします。それでも納税されない場合、税の公平性を保つために、やむを得ず財産の差し押さえを行うこととなります。

やむを得ない理由で納期限までの納税が困難な場合はご相談ください。新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な場合は徴収猶予・減免の特例制度に該当する場合があります。

納税が困難な方

差し押さえ実績 (平成30年度～令和2年度)

項目	件数
預貯金	148
生命保険	83
給与など	34
国(県)税還付金	68
出資金	101
賃借料	3
不動産	25
その他(保険割戻金など)	57
合計	519

差し押さえの流れ

① 納期限を過ぎても納税なし

↓ 納期限経過後20日以内に督促状を送付。

② 督促・催告

↓ 督促状を送付しても納税がない場合は、催告書の送付や電話による催告。

③ 財産調査

↓ 督促状や催告書を送付しても納税がない場合は、滞納者の財産を確認するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先などを調査(滞納者の事前了承なしで実施可能)。

④ 差し押さえ・公売・換価

↓ 差し押さえ後も納税がない場合、差し押さえた財産は、滞納者の意志にかかわらず換価し、滞納市税などに充てる。

⑤ 税金に充当